

請求書の提出についてのお知らせ

令和8年8月7日

- ・請求書の提出は支払希望月の前月末日の午後12時の開庁日までとします。
- ・契約金額が確定していない契約につきましては、確定日の翌日の午後12時までとします。
- ・請求書の提出が無い場合は、支払希望月に支払はできません。
- ・請求書の提出先は「第3補給処 調達部 会計課」となります。

上記は令和8年9月の支払から適用します。